

青森県電気機械器具製造業最低工賃

効力発生の日 平成29年5月1日

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	端末加工（シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう）		100本につき 435円57銭
コネクタ	差し（コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう）	1端子ごとに差すもの	100端子につき 23円88銭
		連続端子となっているもの	100回につき 51円32銭
アルミ電解 コンデンサー	目視による完成品外観検査	テーピング状 自動検査済み で行うもの のもの	100個につき 9円56銭
		バラ状で行うもの	100個につき 16円99銭

最低工賃に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局労働基準部賃金室（017-734-4114）又は最寄りの労働基準監督署へ